重 要 事 項 説 明 書（生活介護　ファミーユ）

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、関係諸法令に基づき当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

１　生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人自靖会
代表者氏名	理事長　井口　愛
本社所在地 （連絡先）	東京都江戸川区鹿骨四丁目３番１３号 （０３-６６３８―７９１０）
法人設立年月日	２０２３年５月１０日

２　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)　事業の所在地等

事業所名称	生活介護　ファミーユ
サービスの主たる対象者	身体障がい者（肢体不自由）
事業所番号	1312304825
管理者	前川　理恵
サービス管理責任者	弓田　紘子
事業所所在地	東京都江戸川区鹿骨四丁目３番１３号
連絡先	TEL０３―６６３８―９３９５　FAX０３―６６３８―９３９６
事業所の通常の事業実施地域	江戸川区及びその周辺地域
事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	就労継続支援Ｂ型　1312304825　号（令和７年　６月　１日指定）
利用定員	２０名
開設年月日	令和７年６月１日
第三者評価の実施	していない

(2)　事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人自靖会が開設する指定生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定生活介護を提供することを目的とする。
運営方針	指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第二条の四に規定するものに対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(3)　営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日※但し１２月３０日から１月３日までを除く
営業時間	８時３０分から１７時３０分

(4)　サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日※但し１２月３０日から１月３日までを除く
サービス提供時間	９時００分から１７時００分

３　事業所の構造・設備について

(1)　構造

構造	鉄筋コンクリート構造
延床面積	建物全体　5719.87㎡　当該部分　421.17㎡

(2)　設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練・作業室	３室	
相談室兼多目的室	１室	就労継続支援Ｂ型と共用
洗面所	４個	
便所	１室	
処置室	１室	
看護師室(事務室)	１室	
脱衣室	１室	
機械浴室	１室	

4　職員体制等ついて

(1)　各職種の職務の内容

職　　種	職　　務　　内　　容
管　　理　　者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定生活介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
生　活　支　援　員	生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
理　学　療　法　士	理学療法士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
医　　師	医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
看　護　職　員	看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理に関する事を行う。

(2)　職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管　　理　　者	1		1			0.5	
サービス管理責任者	1	1				1	
生　活　支　援　員	5	5				5	
理　学　療　法　士	1	1				1	
作　業　療　法　士							
医　　師	2			2		0.3	
看　護　職　員	5	4		1		4.7	

(3)　勤務体系

職　　種	勤　　務　　体　　系
管　　理　　者	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス管理責任者	8 時 30 分～17 時 30 分
生　活　支　援　員	8 時 30 分～17 時 30 分
理　学　療　法　士	8 時 30 分～17 時 30 分
医　　師	9 時～17 時 30 分
看　護　職　員	8 時 30 分～17 時 30 分

５　提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)　提供するサービスの内容

サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
生活介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した生活介護計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
創作的活動 余暇活動	年中行事、レクリエーション活動を提供し、趣味の領域の拡大と楽しみのある生活が送れるように支援します。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員等により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいたリハビリテーションを行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎	利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。時間帯等は別途調整します。送迎範囲は江戸川区内とします。

(2)　サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

（多機能型のため就労継続支援Ｂ型と合わせて定員 40 名にて算定しています。）

		区分６	区分５	区分４	区分３	区分２以下
利用料	所要時間３時間未満	5015 円	3713 円	2535 円	2277 円	2064 円
	所要時間３時間以上４時間未満	6260 円	4645 円	2849 円	2838 円	2569 円
	所要時間４時間以上５時間未満	7517 円	5576 円	3814 円	3422 円	3107 円
	所要時間５時間以上６時間未満	8774 円	6496 円	4443 円	3983 円	3612 円
	所要時間６時間以上７時間未満	12196 円	9065 円	6204 円	5553 円	5049 円
	所要時間７時間以上８時間未満	12521 円	9301 円	6361 円	5688 円	5172 円
	所要時間８時間以上９時間未満	13217 円	9985 円	7057 円	6372 円	5856 円
利用者負担額		上記の１割	上記の１割	上記の１割	上記の１割	上記の１割

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※　障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市区町村窓口までお問合せください。

※　介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください

【加算項目】

①　事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
人員配置体制加算	(Ⅰ)3601 円 (Ⅱ)2973 円 (Ⅲ)2030 円 (Ⅳ) 572 円	左記の１割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用１日につき加算されます。 (Ⅰ)1.5：1 (Ⅱ) 1.7：1 (Ⅲ)2：1　(Ⅳ) 2.5：1

福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)168 円 (Ⅱ)112 円 (Ⅲ) 67 円	左記の１割	(Ⅰ)生活支援員等として配置されている直接処遇職員の割合が 35%以上である場合 (Ⅱ)生活支援員等として配置されている直接処遇職員の割合が 25%以上である場合 (Ⅲ)生活支援員のうち、常勤のものが 75%以上であり、かつ３年以上のものが 30%を超える場合 1 日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	314 円	左記の１割	看護職員が常勤換算で 1 人以上配置されている場合に、看護職員の数に応じて、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を常時得た単位を加算します。利用１日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	単位数	利用者負担額	内容
初期加算	336 円	左記の１割	サービス利用の初期段階（開始から３０日間）において、利用１日につき加算されます。
訪問支援特別加算	(1)2098 円 (2)3141 円	左記の１割	継続して利用する利用者が連続して５日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に月２回まで加算されます。 (1)1 時間未満 (2) 1 時間以上
欠席時対応加算	1054 円	左記の１割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に月４回まで加算されます。
リハビリテーション加算	538 円	左記の１割	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合利用、１日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1683 円	左記の１割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、1 月につき加算されます。
食事提供体制加算	336 円	左記の１割	食事提供体制加算の対象となる利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供した場合、１日につき加算されます。
延長支援加算	1122 円	左記の１割	9 時間を超える利用がある場合、１日につき加算されます。

送　迎　加　算	（Ⅰ）　235 円 （重度）314 円	左記の１割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
障害福祉サービスの体験利用支援加算	（Ⅰ）　5610 円 （Ⅱ）　2805 円	左記の１割	障がい福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15 日まで、1 日につき加算されます。 （Ⅰ）初日～5 日目　（Ⅱ）6～15 日目
入浴支援加算	897 円	左記の１割	医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1 日につき加算されます。
喀痰吸引等実施加算	336 円	左記の１割	医療的ケアが必要な者等に対して、所定の研修修了者が喀痰吸引や経管栄養を実施した場合、1 日につき加算されます。
栄養スクリーニング加算	56 円	左記の１割	6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該情報を相談支援専門員に提供した場合、1 回につき加算されます。
栄養改善加算	2244 円	左記の１割	低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、個別的な栄養改善サービスを実施した場合、原則として 3 月以内の期間に限り、月 2 回を限度として、1 回につき加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算	報酬総額の 8.1%	左記の１割	

６　その他の費用について

内　容	料　金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
日用品費の実費	１日につき　５０円
食事の提供に係る費用	昼食：１食につき　４００円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

７　利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月１５日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)事業者指定口座への振り込み 振込指定口座：千葉興業銀行（0135）市川支店（310） 普通　1142873 振込先人名：福）自靖会生活介護ファミーユ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※　利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から３月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

８　サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市区町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

９　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　前川　理恵

② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11　緊急時の対応方法について

①　サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12　協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではございません。

(1)

医療機関名称	井口腎泌尿器科・内科親水		
医院長名	八木澤　隆		
所在地	東京都江戸川区東小松川２―７―１		
電話番号	０３―５６６１―３８７２		
診療科	腎泌尿器科・内科	入院設備	有

13　事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、消防訓練を年2回実施します。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘導灯　有 ・非常通報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　有 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）
消防計画	消防署への届出日：　２０２５年４月２４日 防災管理者　：　濱中　宏遠

15　苦情解決の体制及び手順

(1)　提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2)　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3)　①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

【事業者の窓口】 （生活介護ファミーユ　弓田紘子）	所 在 地　東京都江戸川区鹿骨四丁目３番１３号 電話番号　03-6638-9395 ﾌｧｯｸｽ番号 03-6638-3-9396 受付時間　平日9時～17時
【江戸川区社会福祉協議会の窓口】 （苦情解決委員会事務局）	所 在 地　東京都江戸川区松島１－３８－１ 電話番号　03-3653-6275
【東京都社会福祉協議会の窓口】 東京都社会福祉協議会 運営適正化委員会 （事務局）	所 在 地　東京都千代田区神田駿河台１－８－１１ 東京YWCA会館３階 電話番号　03-5283-7020 ﾌｧｯｸｽ番号 03-5283-6997

16　心身の状況の把握

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17　連絡調整に対する協力

生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18　他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19　サービス提供の記録

①　指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

②　指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③　これらの記録はサービス完結の日から５年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

20　指定生活介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21　事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動･政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22　業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様へのサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

① 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

② 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

23　サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年　　月　　日

24　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、関係諸法令に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所　在　地	東京都江戸川区鹿骨四丁目３番１３号
	法　人　名	社会福祉法人自靖会
	代 表 者 名	理事長　　井口　愛
	事 業 所 名	生活介護　ファミーユ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利　用　者	住　所	
	氏　名	

代　理　人	住　所	
	氏　名	